

半田市墓地管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月七日

半田市長 久世孝宏

## 半田市規則第二号

### 半田市墓地管理規則の一部を改正する規則

半田市墓地管理規則（昭和五十二年半田市規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十六条」を「第十八条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第十四条」を「第十六条」に、「様式第七」を「様式第八」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第十条」を「第十二条」に、「様式第六」を「様式第七」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第九条」を「第十一条」に、「様式第五」を「様式第六」に、「半田市墓地使用承継許可証」を「墓地使用权承継許可証」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第九条」を「第十一条」に、「様式第四」を「様式第五」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

#### （管理料の減免）

第六条 管理料の賦課期日において次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該区画に係る管理料を減免することができる。

- 一 使用者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に基づく生活扶助を受けている世帯に属する場合。
  - 二 前号に掲げる場合の外、市長が特別の事情があると認められた場合。
  - 2 前項の規定により管理料の減免を受けようとする者は、墓地管理料減免申請書（様式第四の一）を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の規定による申請を受理し、適当と認めるときは、墓地管理料減免決定通知書（様式第四の二）を交付するものとする。
- 様式第一及び様式第三から第七までを次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、既に使用された様式は、この規則に基づく様式とみなす。